

日本社会における植民地支配の記憶実践 — 追悼碑建立運動の事例を中心に —

大和 裕美子 (九州大学大学院比較社会文化研究院特別研究者,
ソウル大学アジア研究所東北アジアセンター客員研究員)

- I. はじめに
- II. 戦後日本における戦争の記憶と植民地支配の記憶
- III. 1990年代における記憶実践
- IV. 2010年代における「新たな」記憶実践
- V. おわりに

 ● 요약 문 ●

이 글은 전후 일본 사회에서 식민지 지배의 기억의 흐름과 함께 운동의 사례를 분석하는 것을 목적으로 한다. 그 작업을 통해 다음과 같은 의문을 해명하고자 한다. 식민지 지배를 기억하려고 하는 사람들이 있다는 현상을 어떻게 이해하고 설명할 수 있는가? 식민지 지배를 기억하려고 하는 움직임, 즉 기억 실천을 어떻게 파악하는 것이 가능한가?

1990년대 초반 일본 각지의 시민 단체에 의한 추도비 건립 운동이 현저하게 시작되었다. 그것은 과거의 사건들과 사고를 식민지 지배에 대한 '사죄'와 '반성'으로 기억하려고 하는 움직임이었다. 전국적으로 널리 알려져 있다고 말하기 어렵으나, 그 지역의 사람들에게 알려진 사건이나 사고를 일본 시민들이 한반도에 대한 식민지 지배라는 틀 속에서 '사죄'와 '반성'의 기억으로 기억하는 것을 목적으로, 전개되었다는 점을 그 운동의 공통점으로 볼 수 있는 것이다.

예컨대 고베 전철 부설 공사에 있어서 가혹한 노동 상황에서 목숨을 잃은 '조선인' 노동자의 실태 조사를 목적으로 활동하는 '고베 전철 부설 공사의 조선인 희생자를 조사하고 추도하는 모임'(1993년 결성), 국철 아가쓰마선 공사 오구시광산·아즈마 유탄광산 등 군마 현에서 희생된 한반도 출신자들을 위한 추도를 목적으로 하는 '군마현 조선인·한국인 강제 연행 희생자 추도비를 세우는 모임'(1998년 결성), 야마구치현 우베시에서 1942년 183명의 희생이 된 조세이 탄광 수몰 사고를 위한 추도비 건립을 목적으로 한 운동 '조세이탄광의 수몰사고를 역사에 새기는 모임', 후쿠오카현 이즈카시의 '조선인 강제 연행(동원)의 희생자를 추도하는 시설을 건립하는 것을 목적으로 1996년에 결성된 '지꾸호 재일 코리아 강제 연행 희생자 추도비 건립 실행위원회' 등이 있다.

이런 추도비들은 식민지 지배에 대한 '사죄'와 '반성'으로 기억하려고 했다. 이러한 기억의 운동은 일본 사회에서 전면적으로 지지를 받고 있다고 말하기는 어렵다. 2014년 6월, 군마의 숲 '기억 반성 그리고 우호'에 대해, 공유지의 철거를 요구한 청원이 군마현 의회에 제출되어서 가결되었다. 바로 지금 일본 사회에서는 기억의 정치가 추도비를 둘러싸고 전개되고 있다고 말할 수 있는 것이다.

그러나 사회 운동 연구에 있어서 시민들의 기억 실천 시도를 분석의 대상으로 다룬 연구, 특히 주체인 시민의 분석에 초점을 맞춘 연구는 결코 많지는 않다. 운동의 참가자가 운동의 개요를 소개되거나 운동의 의의 등을 주장한 글은 있으나, 사회 운동 연구의 관점에서 분석한 연구를 찾기가 어렵다.

따라서 이 글은 '고베 전철 부설 공사 조선인 희생자를 조사하고 추도하는 모임' 및 '군마현 조선인·한국인 강제 연행 희생자 추도비를 세우는 모임'을 사례로 식민지 지배

를 기억하려는 운동을 파악하고자 한다. 물론 이 작업만을 통해 일본 사회의 기억 실천을 전제적으로 파악하려고 하는 것은 어렵다. 그러나 식민지 지배를 기억하려고 하는 움직임의 경향을 살펴서 그 두 사례에서 볼 수 있는 공통점을 찾고 다음 연구에 연결해 가는 실마리를 제시할 수 있다고 생각한다.

주제어 : 일본사회, 일본 시민, 식민지 지배의 기억, 추도비 건립

1.はじめに

本稿の目的は、戦後日本社会における植民地支配の記憶の流れを追うとともに、2つの運動の事例を取り上げ、その運動の過程を分析することを通して、植民地支配を記憶しようとする動きの傾向を把握し、2つの事例に見られる共通点を提示することである。植民地支配を記憶しようとする人びとがいるという現状を、どのように理解し説明することができるのか、さらには、植民地支配を記憶しようとする動き、すなわち「記憶実践」¹をどう把握することができるのか、といった疑問を解明する予備的考察でもある。

1990年代初頭、アジア各国における民主化の進展と平行して日本各地の市民

1 「記憶実践mnemonic practices」は、アメリカの社会学者ジェフリー・オリック(Jeffrey K. Olick)が提起する概念である。オリックはこれを「過去に対してさまざまなことを人がすること」と定義する。この「記憶実践」という概念は一見、記憶に関連する何らかの実践を指し示す概念であるかのように見えるがそうではない。記憶=実践なのである。オリックは記憶を物として見ることを避ける。あたかも有形物であるかのごとく捉えて記憶を分析するのではなく、リメンバリング、すなわち思い出すこと、想起することを問題とし、考察すべきであると主張する(Jeffrey K. Olick, 2007 *The Politics of Regret: On Collective Memory and Historical Responsibility*, New York, Routledge p.10; 제프리 K 올릭, 강경이 옮김, 김문조 감수, 2011. 『기억의 지도』, 옥당, p.26; 제프리·K·オリック「悔恨の価値—ドイツの教訓」関沢まゆみ(Sekizawa Mayumi)編, 2010. 『戦争記憶論—忘却、変容そして継承』, 東京: 昭和堂, pp. 58-78) .

団体による追悼碑建立運動が顕著になった。それは過去における出来事や事件、事故を植民地支配への「謝罪」と「反省」として記憶しようとする動きであった。① 全国的に広く知れ渡っているとは言い難いものの、当該地域のびとには知られている出来事や事件、事故が、② 市民によって、③ 朝鮮半島への植民地支配という枠組みの中に位置づけられ、「謝罪」と「反省」の記憶として伝えることを目的に展開されたという点で、それらの運動は共通していた。

たとえば、神戸電鉄敷設工事の過酷な労働状況のもとで命を失った朝鮮人労働者の実態調査を目的に活動する「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会」（1993年結成）、国鉄吾妻線工事・小串鉱山・吾妻硫黄鉱山など群馬県内で犠牲となった朝鮮半島出身者の追悼を目的とする「群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を建てる会」（1998年結成）、山口県宇布市で1942年に183人の犠牲者を出した長生炭鉱水没事故のための追悼碑建立、いまでも残存するピーヤ（排気・排水坑）の保存、遺骨引き揚げを目的に運動する「長生炭鉱の“水非常”を歴史に刻む会」、福岡県飯塚市の「朝鮮人強制連行（動員）の犠牲者を追悼する施設を建設すること」を目的に1996年に発足した「筑豊在日コリア強制連行犠牲者追悼碑建立実行委員会」などがある。

これらの追悼碑は、植民地支配への「謝罪」と「反省」として記憶していくべきだという強いメッセージを発している。このような記憶の試みは、日本社会において全面的に支持されているとは言い難い。2014年6月現在、上記にあげたぐんまの森の「記憶 反省 そして友好」に対し、公有地からの撤去を求めた請願が群馬県議会に提出され、賛成可決された。まさにいま日本社会において、記憶のポリティクスが、追悼碑をめぐる展開されているのである。

しかし、社会運動研究に目を転じて、市民による記憶実践の試みを分析の対象として取り上げた研究、とりわけ主体である市民の分析に焦点を当てたものは、運動の数に比して決して多くはない。運動の担い手によって運動の概要が紹介され、運動の意義などが主張されたものは少なからず存在するが、管見の限りでは、これを1つの運動として括り出し、その運動を成り立たせている構成要素について、社会運動研究の観点から分析した研究を探するのは困難である。

そこで本稿では、「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会」および「群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を建てる会」を取り上げ、植民地支配を記憶しようとする運動を把握することを試みる。具体的には、追悼碑建設主体がいかなる人たちであるのか、運動がどのように展開され、建立されるまでの過程がどのようなものであったか、といった点を中心に追っていくこととしたい。言うまでもなく、この作業によって、日本社会における記憶実践を網羅的に把握するのは難しい。だが、植民地支配を記憶しようとする動きの傾向を見ていくことで、2つの事例に見られる共通点を見出し、つぎの研究につなげていく手がかりとすることができるのではないかと考える。

以下では、まず戦後日本における戦争の記憶と植民地支配の記憶を概観する(2章)。つぎに「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会」および「群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を建てる会」の運動を見ていく(3章)。そして、2015年現在、群馬県において展開されている群馬追悼碑「記憶 反省 そして友好」の撤去問題を取り上げながら、2010年前後に生じた「新たな動き」について言及する(4章)。最後に2つの事例から見出される運動の共通点を提示し、今後の課題を述べることにしたい。

11. 戦後日本における戦争の記憶と植民地支配の記憶

1. 「礎」論

戦後日本における戦争の記憶とは「被害の記憶」が中心であったと言っても過言ではない。それは、世界で唯一原爆が投下された国という事実も関係しているであろう。そして原爆のみならず、日本各地における空襲の記憶も語り継がれてきた。8月になると戦争に関する図書を集めたコーナーを設置する市町村の図書館も少なくない。そこでは「被害の記憶」を語る本が大きな比重を占めることが多い。

一方、「植民地支配の記憶」は戦争の記憶に比して、あまり語られてこなかった。戦争と植民地支配は必ずしも同時に生じる現象ではないが、先の戦争は、日本によるアジア諸国への植民地支配と重複する時期に勃発し、そしてアジア諸国ではなく、アメリカに敗北する形で戦争は終結を迎え、植民地を手放すことになった。その歴史的事実は、植民地支配の記憶よりも戦争の記憶が語られるひとつの要因となった。すなわち、戦後長きにわたって、開戦責任や敗戦責任が問題とされることはあっても、アジアへの加害責任の視点は欠落する傾向にあった。

いわゆる「礎」（いしずえ）論²も、戦後日本における戦争の記憶の中心的な語りとしての位置をしめてきた。日本近代史家の一ノ瀬俊也は「礎」論を、犠牲者は今日の自由で豊かな生活の礎となったという追悼の論理と定義する³。

ゆえに「礎」論が登場してくるのは、日本が高度経済成長を経て人びとが経済的豊かさを実感する1960年代以降である。この時期に「礎」論で説明することのできる碑が日本各地で建立されている。たとえば、本稿で取り上げる「長生炭鉱の“水非常”を歴史に刻む会」は長生炭鉱水没事故の追悼碑の建立を目的に運動を展開してきた。だが、1982年にこの水没事故のための追悼碑である「殉難者之碑」はすでに建立されている。この長生炭鉱「殉難者之碑」は、「礎」論の論理に基づいている⁴。

2. 加害責任の記憶——岡正治氏の実践

1970年代に入ると、日本の戦争・植民地支配の加害責任をクローズアップする語りが登場してくる。その一例として岡正治氏による実践をあげることがで

2 一ノ瀬俊也(Ichinose Toshiya), 2002, 「戦後地域社会における戦死者 「追悼」の論理」『季刊 戦争責任研究』37, pp. 2-9.

3 一ノ瀬俊也(Ichinose Toshiya), 2010, 「戦跡と語り」(Sekizawa Mayumi)編, 2010, 『戦争記憶論—忘却、変容そして継承』, 東京: 昭和堂, pp. 99-114.

4 この点については、大和裕美子(Yamato Yumiko), 2015, 『山口県長生炭鉱をめぐる記憶実践—日韓市民の試み』, 福岡: 花書院, を参照されたい。

きる。

故岡正治氏（1918-1994）は、牧師兼長崎市議会議員であった「長崎・在日朝鮮人の人権を守る会の代表」や忠魂碑訴訟の原告でもあった⁵。1958年に日本福音ルーテル長崎教会の牧師として長崎市に赴任し、朝鮮人被爆者の実態調査や反戦、反核運動などに取り組んだ人物であった⁶。1971年5月から1983年5月まで長崎市議を務め戦争加害に対する謝罪と賠償を訴えるなどの運動を行ってきた⁷。

『長崎新聞』は岡正治氏の没後20周年に岡氏の実践とその背景にある岡氏のライフヒストリーを紐解く特集を組んだ⁸。その記事によれば、岡氏の運動の動機は、贖罪意識にあるという。1918年に大阪市で生まれた。製箱工場長だった父の工場が火災で焼失し、大阪市立扇町商業学校を中退、家計を助けるため海軍電信兵の試験を受け、広島の高海兵団に入団した。

1945年8月6日、広島に原爆が投下されたとき、広島県江田島の海軍兵学校の教員だった岡氏は、救援隊として部下を送った。彼らは被爆者になった。戻った部下から惨状を聞いた岡氏は、天皇に戦争終結を直訴すると校内で演説したため、9日に学校を追放された。すなわち12年間海軍に従事した一方で、戦争に抵抗したのは6日間だった。岡氏は「胸をえぐられるようなざんげの思いで、わたしはその日終日泣きつづけた」。このことが岡氏にとって、その後の平和活動の原点になった。終戦後、岡氏は牧師になることを決意し、33歳のとき日本福音ルーテル神学校に入学した。神学校を卒業した岡は、長崎市でルーテル長崎教会の牧師となった⁹。

その後、岡氏は講演などの実践を通じて、反戦運動、被爆者援護活動社会問題に取り組んだ。1965年には、「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」（以下「守る会

5 NPO法人おかまさまる記念長崎平和資料館ホームページ、
<http://www.d3.dion.ne.jp/~okakinen/oka/oka3.html> (검색일자2015.5.25) .

6 『長崎新聞』2014.7.9. 「ナガサキの視点 岡正治氏没後 20年」.

7 『長崎新聞』2014.7.9.

8 『長崎新聞』2014.7.9.

9 『長崎新聞』2014.7.9.

」)を結成し、それに賛同する市民とともに運動を展開した。

また同時に市議として、朝鮮人被爆者の実態調査と援護を行った。当時ほとんど明らかにされていなかった。「強制連行され被爆した朝鮮人を日本の戦争責任として優先的に援護すべきだ」と主張した¹⁰。

晩年の岡氏は、「日本の加害責任を明らかにし、いまだ残る差別を撤廃し、政府に補償の実現をさせるための資料館の建設」を試みた。だがその構想の実現化の前に岡氏は他界した¹¹。

岡氏の考えや行動、主張に共感し、遺志を継ごうという人たちが集まり、1995年に「岡まさはる記念長崎平和資料館」が完成した¹²。「守る会」の活動も続けられている。「守る会」事務局長を務める柴田利明氏は「指導者であり、仲間だった岡さんが切り開いた道筋を歩いている。まだ調査できていない領域を重点的に今後こつこつと続けていく」と語った¹³。加害責任を記憶しようとする岡正治氏による実践は、岡氏に共感する人たちによっていまも受け継がれている。

III. 1990年代における記憶実践

1990年代に入ると、朝鮮半島への謝罪のメッセージが込められた追悼碑の建立や朝鮮半島出身者の遺骨を収集する運動などがさらに顕著となってきた。

1990年前後に市民レベルにおいても植民地支配をめぐる記憶が台頭してきた背景として、国際要因が及ぼした影響はきわめて大きい。しかし、1990年前後における植民地支配をめぐる記憶を考察する際、国外要因だけでなく、国内要因も分析の対象とする必要があるだろう¹⁴。

10 『長崎新聞』2014.7.9.

11 『長崎新聞』2014.7.9.

12 『長崎新聞』2014.7.9.

13 『長崎新聞』2014.7.9.

14 キャロル・グラック(Carol N. Gluck) (梅崎透訳) . 2002. 「記憶の作用—世界の中

1. 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会」

1) 発足

「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会」（以下、「神戸電鉄追悼する会」）は1993年7月22日に、兵庫県神戸市で結成された団体である。会が結成されたときに代表を依頼され務めるようになったのは神戸史学会代表の落合重信氏であった。落合氏は部落の歴史を専門とする歴史学者であり、在日朝鮮人の問題も取り上げたことがある（1948年の阪神教育闘争）落合氏は発足集会で、「神戸電鉄の工事では一三名もの朝鮮人が亡くなっているのに、「碑」のひとつもないということは大きな問題だと思います」と述べた¹⁵。

事務局長を務めた飛田雄一氏は、神戸学生青年センターの館長であり、「むくげの会」など、他の市民団体の事務局長も務める。会の事務局はこの神戸学生青年センターに置かれている。飛田氏によれば、神戸電鉄敷設工事に朝鮮人が係わりその過程で事故あるいは労働争議が発生したという¹⁶。

「さらに調査を進めて記録すること、そして追悼の意思を表明することが現在の私たちに課せられた課題であると考え、広く市民に開かれた運動として進めていくことが話し合われました」と飛田氏は発足会で述べた¹⁷。その実践として、兵庫県下で山陰線あるいは昭和池の工事で犠牲となった朝鮮人の名が石碑に刻まれている例にならって追悼碑を建立するという目的が据えられた。その他、以下の3点の目標が設定された¹⁸。

の「慰安婦」、『岩波講座 近代日本の文化史8』東京：岩波書店、pp.209.

15 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」1993.10.25. No. 1.

16 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」1993.10.25. No. 1, p. 2.

17 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」1993.10.25. No. 1, p. 2.

18 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」1993.10.25. No. 1, p. 6.

- 1、調査活動の具体化（調査チームを発足させる）。
- 2、賛同人を広く募る。
- 3、神戸電鉄株式会社に資料の提供を依頼する。

そして表1のように、会への賛同が呼びかけられた。呼びかけ人は表2を参照されたい。

2) 運動の展開

・神戸電鉄本社との交渉

1992年9月9日、落合重信代表、飛田雄一事務局長、金慶海、李相泰、全隆男事務局員の5名が神戸電鉄本社を訪問し要望書を提出した。要望書の内容は以下の通りである¹⁹。

- 1、神戸電鉄株式会社が所有している神戸電鉄敷設工事と朝鮮人労働者に関する資料の提供等、当会の調査活動への協力
- 2、敷設工事の過程で犠牲となった朝鮮人労働者の「追悼碑」の建立への協力

これに対し神戸電鉄側は、事実関係を客観的に調査しているならば協力し資料も提出したいと回答した²⁰。その後、1992年9月30日、飛田雄一事務局長、金慶海、全隆男事務局員の三名は、9月9日に提出した要望書の回答を聞くため、再度、神戸電鉄本社を訪問した。神戸電鉄側は、以下のように回答した²¹。

19 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」 1993.10.25. No. 1, p. 6.

20 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」 1993.10.25. No. 1, p. 6.

21 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」 1993.10.25. No. 1, p. 6.

1. 調査したが朝鮮人労働者関係の資料がなかった
2. 50年史編纂のときの資料は新聞の切り抜きやコピーが主であった
3. 50年史編纂のときの資料は本社にあるので、何時でも見せることができる
4. 神鉄の谷上資料室の分も事前に言ってもらえれば見せることができる
5. 追悼碑建立に関しては具体的な提案があれば検討してみたい

そして飛田事務局長が「改めて日時を連絡するので、本社および谷上資料室の資料を見せていただきたい」との要望を述べたところ、加藤庶務課長は「わかりました、ご協力いたします」と即答した²²。

・追悼式の開催

1993年11月21日、「神戸電鉄追悼する会」は、初めての追悼式を神戸電鉄藍那トンネルで行なった。飛田事務局長の司会のもと、落合重信代表が追悼文を朗読した（表3参照）。

・遺族の調査

遺族の所在を明らかにすることは、「神戸電鉄追悼する会」の活動目的のひとつである「調査」の一環であった。敷設工事の過程で犠牲となった朝鮮人労働者の遺族を探したところ、13名の犠牲者のうち3名がわかった。「追悼する会」は、その遺族に手紙を出した²³。

事故当時に発刊された新聞記事をもとに調査された。5件の事故で13名の朝鮮人労働者が犠牲となったことが判明し、新聞記事の本籍から韓国の地方自治体（面事務所）に問い合わせたところ、3名の遺族が確認された。1994年5月に「追悼する会」は韓国を訪れ、東山トンネル事故（1928年1月事故発生）の犠牲者

22 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」 1993.10.25. No. 1, p. 6.

23 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」 1994.4.15. No. 2, p. 8.

黄範寿さんと藍那トンネル事故（1936年11月事故発生）の犠牲者金鳳斗・金東圭父子の遺族に会い、追悼式への参列の快諾が得られた²⁴。

こうして1994年8月28日、韓国より4名の遺族を招き、神戸市北区の大池の興隆寺で神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者追悼式が行われた²⁵。神戸電鉄代表も参加し、興隆寺にある自社の過去帳に朝鮮人犠牲者の名前を初めて記載して弔慰を表明した。また、有志によるサムルノリ、神戸電鉄と朝鮮人労働者との関わり、事故の実態を訴えた劇も行われ、遺族から「追悼の印を残してほしい」などの思いが語られた²⁶。

・追悼碑の建立

1996年11月の事故60周年に追悼碑が建立できるよう、募金活動が本格化されたのは、1995年のことであった。募金目標金額600万円が設定された。この年の1月17日、神戸は阪神・淡路大震災に見舞われ、会員の一人が震災のため他界した。また代表の落合重信氏が亡くなった²⁷。

このような状況の中、新しい代表、徳富幹生氏（兵庫県立青雲高等学校校長）のもと追悼碑の建立のための活動が行われた。「神戸電鉄追悼する会」では、神戸電鉄の電車が走っているのが見える場所に銅像を建てることが望ましいという意見で一致し、神戸市へ市有地か市の公園の提供を要請することになった²⁸。神戸市公園課は、銅像を市有地内に設置するには、教養施設である

24 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」 1995.5.15, No. 4, p. 2.

25 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」 1995.5.15, No. 4, p. 2.

26 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」 1995.5.15, No. 4, p. 3.

27 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」 1995.5.15, No. 4, p. 4; 金慶海, 2003, 「朝鮮人労働者の像」を建てる—日本と朝鮮との友好の誓い」兵庫朝鮮関係研究会編『近代の朝鮮と兵庫』東京: 明石書店, pp.204—206.

28 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」 1995.11.1, No. 5, p. 4; 金慶海「朝鮮人労働者の像」を建てる—日本と朝鮮との友好の誓い」 p. 208.

こと、歴史的必然性、宗教や思想とは無関係であることなどの条件を出した²⁹。それに対し、「神戸電鉄追悼する会」が説明したところ、ある程度の理解を得ることができたという。このときの印象を金慶海氏は「感触がよかった」と記している³⁰。その後、1996年3月に事務局長の飛田氏が「神戸市の国際課が努力してくださり、神戸市の会下山公園の一角に記念モニュメントを建てられることになりました。神戸電鉄の望めるとてもいい場所です」と報告した³¹。すなわち、市行政は銅像の建立にそれほど対抗的な姿勢ではなかったことがうかがえる。

1996年10月14日、神戸市から「公園施設設置許可」が下りた。残る課題は募金の収集のみとなった。1996年11月20日までに集められた募金は、匿名希望者25名を含む370名の個人賛同者と匿名希望一団体を含む33団体による285万円であった。不足した分は呼びかけ団体である「むくげの会」と事務局長の飛田氏から借り入れた³²。

神戸電鉄藍那トンネルの落盤事故の60周年にあたる1996年11月24日、銅像の除幕式が行われた。韓国在住の遺族も招かれた。高さ1.3メートルのブロンズ像で、台座には13人の犠牲者の氏名が刻まれた³³。

2. 「群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を建てる会」

1) 発足

1998年9月6日、群馬県前橋市で「群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を建てる会」（以下、「群馬追悼碑を建てる会」と省略）は結成された。「戦後、これまで放置されてきた、群馬県内で犠牲になられた教師連行犠牲者を追

29 金慶海 「「朝鮮人労働者の像」を建てる——日本と朝鮮との友好の誓い」 p. 209.

30 金慶海 「「朝鮮人労働者の像」を建てる——日本と朝鮮との友好の誓い」 p. 209.

31 金慶海 「「朝鮮人労働者の像」を建てる——日本と朝鮮との友好の誓い」 p. 209.

32 金慶海 「「朝鮮人労働者の像」を建てる——日本と朝鮮との友好の誓い」 p. 213.

33 金慶海 「「朝鮮人労働者の像」を建てる——日本と朝鮮との友好の誓い」 pp. 211-213.

悼し、強制連行の真実を広く国民に伝え、正しい歴史認識を確立するとともに、アジア諸国の民衆との連帯を進める」ことが目的とされた。注目されるのは、「[運動の主体] 侵略に責任をもつべき日本人が運動の主体になる」と明記された点である。このように日本人市民主体のもと、建立費用1000万円が目標金額として設定された。

この会の結成にあたり中心的な役割を果たしたのが、1995年3月25日、群馬県にて結成された「戦後50年を問う群馬の市民行動委員会」（略称「アクション50」）であった。「アクション50」は、「戦後50年の歩みを振り返り、さらに戦前50年の日本政治の過ちを繰り返さないために、一人の市民としてやれることをしよう」という趣旨のもと、「議論だけでなく、行動も展開する」ことを会の特徴にすえた。①「侵略戦争写真展（日本はアジアで何をしたか）」、②「県内の中国人・朝鮮人強制連行の調査活動」、③「平和展の開催」、④「日本の植民地支配侵略の学習」（韓国の独立記念館などを訪問する）、「韓国の平和市民団体との交流」である。この会は「アクション50」として、並びに「群馬追悼碑を建てる会」として、活動を展開することとなった。

2) 運動の展開

・パンフレットおよびニューズレターの発行

1999年2月、パンフレット『消し去られた歴史をたどる』が発行された。調査活動の結果をまとめられた。また賛同者数と募金の集計の報告を主とするニューズレターが毎月発行された。

・追悼集会の開催

2001年10月13日、「群馬追悼碑を建てる会」の主催で追悼集会がみなかみ町月夜野公民館で開催された。120人が参加し、追悼集会後には中嶋飛行機後閑（ごかん）地下工場³⁴、日本発送電岩本発電所地下導水トンネル掘削のために

34 中島（なかじま）飛行機は、1917年に創業された航空機・エンジンメーカーであ

命を落とした労働者のため、追悼集会後に労働現場2カ所で献花した³⁵。

3) 追悼碑の建立

「群馬追悼碑を建てる会」は、群馬県立公園「群馬の森」に追悼碑を建立することを望んでいた。1968年、当時建設省は「明治百年記念事業」として、日本全国各地に森林公園を設置することを決定した。「群馬の森」はその事業の一環として群馬県により建設された³⁶。園内には、群馬県立歴史博物館や群馬県立近代美術館などが併設されている³⁷。「群馬追悼碑を建てる会」は、多くの人びとに追悼碑の存在を認識してもらうためには、この県立公園がもっとも適していると考えた³⁸。

一方で、県立公園に建てれば制約があり、建立への干渉も考えられるため、民有地に建てるほうがよいという意見も提示された³⁹。実際、碑文の内容をめぐり、群馬県と「群馬追悼碑を建てる会」の意見は食い違った。「群馬追悼碑を建てる会」としては、碑文原案の修正を受け入れることは不本意であったが、県立公園内に建設できることの意義を重視した⁴⁰。

2001年2月21日、群馬県議会に追悼碑建設用地の提供を求める誓願書を提出

る。創業者の中島知久平は元海軍機関将校であった。1945年に社名を改称、中島知久平は社長を退任。その後連合国軍最高司令総司令部（GHQ）の占領政策のひとつ、財閥解体により、解体を命じられた。中島飛行機工場に関連する論文に「旧中島飛行機太田地下工場を保存する会（トンネルの会）による、石塚久則(Ishizuka Hisanori), 2000, 「旧中島飛行機地下工場を保存する——群馬県太田市・トンネルの会の活動から」(『歴史地理教育』612: pp. 66—71がある。

35 日本発送電は1939年に国による電力事業の管理統制を目的として設立された国策会社である。1951年、電気事業再編成令により解散された。

36 群馬県立公園群馬の森ホームページ、<http://www.gunmori.info/history.html>, html、(검색일자 2015.5.25.)

37 群馬県立公園群馬の森ホームページ。

38 群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を守る会 「いま、なぜ追悼碑か」 p. 3. <http://akagi-nanroku.net> (검색일자2015.5.25) .

39 群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を守る会 「いま、なぜ追悼碑か」 p. 4.

40 群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を守る会 「いま、なぜ追悼碑か」 p. 5.

した。「理解ある県議会議員の協力も得て」、6月12日に全員賛成により採択された。その後、群馬県知事は2003年11月13日に建設用地の提供を決裁し、「群馬の森」に追悼碑が建立されることが決定した⁴¹。

その後2004年1月26日に工事業者と契約が交わされた。同年3月16日に着工され、4月17日に竣工した。そして4月24日に群馬県立公園「群馬の森」で除幕式が開催された。追悼碑は「記憶 反省 そして友好」と名付けられた。除幕式には約350人の賛同者が参加し、追悼の言葉をおくったのは群馬県知事（代読）であった。沼田市長など多くの自治体の代表が追悼の言葉を述べた⁴²。

行政と「群馬追悼碑を建てる会」のあいだには、碑文の内容などをめぐって軋轢があったことは確かである。しかし、県立公園の土地の提供を受け、除幕式には県知事をはじめとする自治体代表が追悼の辞を述べた点などを考えてみると、行政はそれほど頑な姿勢ではなかったと見ることができるであろう。

IV. 2010年代における「新たな」記憶実践

1. 群馬追悼碑「記憶 反省 そして友好」の撤去問題

「群馬追悼碑を建てる会」は追悼碑建立後、『「記憶 反省 そして友好」の追悼碑を守る会』（以下、「群馬追悼碑を守る会」と省略）へと改称された。2005年7月以降は、群馬県内の「強制連行犠牲者」の遺骨調査を行った⁴³。

この追悼碑の設置許可には10年の期限が設けられていた⁴⁴。2014年、「群馬追悼碑を守る会」は、許可更新を申請した⁴⁵。しかしながら県はこれまでの「

41 群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を守る会「いま、なぜ追悼碑か」p. 3.

42 群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を守る会「いま、なぜ追悼碑か」p. 4.

43 群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を守る会「いま、なぜ追悼碑か」pp. 5-6.

44 『朝日新聞』2014.7.11.「群馬県、県立公園の朝鮮人犠牲者追悼碑撤去求める」.

45 『朝日新聞』2014.7.11.

群馬追悼碑を守る会」が碑の前で開いた集会在当初の設置許可条件に抵触するとして、「群馬追悼碑を守る会」に碑の自主的な撤去を求めた⁴⁶。追悼集会で来賓の在日本朝鮮人総連合会（総連）が「日本政府は強制連行の真相究明に誠実に取り組まない」と述べたことなどが、「政治的行事及び管理を行わない」ことを追悼碑設置の条件に抵触したというのが、群馬県側の主張であった⁴⁷。これに対し、「群馬追悼碑を守る会」はその来賓の言動を根拠に撤去を求めるのは管理者権限の濫用であるとし、撤去を拒否した⁴⁸。

このような県の姿勢には背景があった。県には2012年頃から、撤去を求める意見が寄せられていた⁴⁹。2014年には「救う会・群馬（横田ご夫妻ら達被害者家族を支援する群馬ボランティアの会）」などが「群馬の森内朝鮮人追悼碑に係る県立公園施設設置許可の取消についての請願」を求め、同年6月16日に県議会で採択された⁵⁰。

2010年代に入り、行政の態度は変化が見られたのは、「群馬追悼碑を守る会」の許可更新申請が却下されたことによく表れている。行政の姿勢は、世論と関係していることは明らかである。群馬の事例で言えば、2012年から撤去要請が県に寄せられていたこと、また更新にあたる2014年には、県議会に複数の団体から誓願書が提出されるなど、追悼碑とその碑文の内容に強い反対の意が示されるといった背景があった。その団体のひとつ、「救う会・群馬（横田ご夫妻ら達被害者家族を支援する群馬ボランティアの会）」が発足された直接的な契機は、いわゆる「北朝鮮による日本人拉致被害問題」にある。この問題は、とりわけ2000年前後から日本の各メディアで取り上げられた。

このような中、「救う会・群馬」は2002年12月に「群馬ボランティアの会」と

46 『朝日新聞』2014.7.11.

47 『朝日新聞』2014.7.11.

48 『朝日新聞』2014.7.11.

49 『朝日新聞』2014.7.11.

50 「救う会・群馬（横田ご夫妻ら達被害者家族を支援する群馬ボランティアの会）」ホームページ、<http://sukuukaigunma.web.fc2.com/index.html>、（검색일자 2015.5.25.）.

して発足し、2003年9月28日に「救う会全国協議会」から認定を受け、以後10年以上にわたって活動を展開する。「市民運動のノウハウはまったくなかったが、横田夫妻を支えたいという純粋な思いだけでここまで続いた」⁵¹と事務局長の大野夫妻は語る。

拉致問題に関する講演会や勉強会、署名カンパ活動など、活動は横田夫妻を中心とした拉致問題に直接的に関係するものであったが、大野氏は「救う会・群馬（横田ご夫妻ら達被害者家族を支援する群馬ボランティアの会）」事務局長として、群馬県議会議長久保田順一郎氏宛に2014年5月13日、先に述べたように、「群馬の森内朝鮮人追悼碑に係る県立公園施設設置許可の取消についての請願」を提出した⁵²。

2. もうひとつの「記憶実践」

追悼碑建立のための土地を提供し、除幕式には献花もした県の態度の変化に「群馬追悼碑を守る会」の猪上輝男共同代表は、「あまりの県の変化を悲しむ」と語っている⁵³。すなわち、2010年代初頭には、行政は植民地支配の「反省」と「謝罪」を全面に訴える追悼碑の抗議を受けるようになり、直接的に関与することは難しくなっていた⁵⁴。

群馬県以外の場所でも類似的事態が起きていた。長崎市では、2014年1月、在日本大韓国民団（民団）長崎県地方本部が、平和公園への韓国人原爆犠牲

51 『朝日新聞』2011.12.21.「拉致被害者支援「救う会・群馬」活動10年目、解決期待」.

52 神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」1995.11.1. No.5. 群馬県議会議長久保田順一郎様「群馬の森内朝鮮人追悼碑に係る県立公園施設設置許可の取消についての請願」2014.5.13. 「救う会・群馬」「横田ご夫妻ら達被害者家族を支援する群馬ボランティアの会」.

53 『朝日新聞』2015.4.19.「朝鮮人犠牲者を追悼碑の写真に向かい献花」.

54 たとえば、2013年に、山口県宇部市で日本人市民を中心とした「長生炭鉱の“水非常”を歴史に刻む会」は、宇部市と交渉を重ねたが、市有地の提供を受けることができなかった。結果、「長生炭鉱水没事故犠牲者追悼碑」は、土地および追悼碑の両方を募金のみで建立することになった（大和裕美子『山口県長生炭鉱をめぐる記憶実践—日韓市民の試み』（花書院（比較社会文化叢書）2015年））。

者慰霊碑の設置許可を申請したところ、1千件以上の意見が寄せられたが、その大半は追悼碑の設置を批判するものであった⁵⁵。建立反対の陳情も市議会に提出された⁵⁶。碑文案に日本政府による強制労働を非難する内容が含まれていたことが批判の対象となった⁵⁷。

奈良県天理市では、2014年4月、1995年に天理市と市教育委員会が市有地の海軍飛行場跡地に設置した説明板が取り外され、市役所で保管されることとなった⁵⁸。強制連行や慰安所の説明部分に対して抗議が寄せられたことが、その理由とされる⁵⁹。

すなわち、2010年代に入り、日本における植民地支配をめぐる記憶実践はもうひとつの特徴を見せた。「強制連行」「強制労働」といった文言が刻まれた追悼碑や説明板に、抗議するという「記憶実践」である。それが市有地あるいは県有地等に建立あるいは設置されている場合は、とくに抗議の対象となっていることがうかがえる⁶⁰。

V. おわりに

以上、本稿では、「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会」および「群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を建てる会」を事例に、植民地支配を記憶しようとする日本市民の運動をいかに捉えることができるかという問いに答えることを試みた。先述したように、もちろんこの2つの事例のみ

55 『朝日新聞』2014.7.22. 「朝鮮人追悼碑撤去、きっかけは抗議・批判 群馬県」

56 『朝日新聞』2014.7.22.

57 『朝日新聞』2014.7.22.

58 『朝日新聞』2014.7.22.

59 『朝日新聞』2014.7.22.

60 「長生炭鉱水没事故犠牲者追悼碑」の場合、碑文に「強制的に連行されてきた」という文言がありながらも、私有地に建立されたためか、2015年5月現在、撤去を求める声は寄せられていない。

で、日本社会における記憶実践を一般化できるわけではないが、この2事例を通して以下の点を確認することができよう。

1、日本統治期일제시대에事故等で命を落とした朝鮮半島出身の人びとを「強制連行犠牲者」と位置づける点。

2、追悼碑を建立し、追悼の意を表すること、調査を実施し記録すること、および遺骨を収集するといった実践が行われている点。

3、その実践を通して、植民地支配の歴史を反省するとともに未来の友好関係へとつなげていこうと考えられている点。

4、運動の主体は、事故などの直接的な関係者ではないが、上記の実践を行うことが、現在の私たちに課せられた課題であると認識されている点。

5、行政との交渉を積み重ね、行政にもその課題を認識させ、追悼碑建立地の提供など、行政にも何らかのアクションを要求し、実行させようと試みられている点。

そしてこの2事例は、行政から追悼碑建立地の提供を得ることに成功した。「神戸電鉄追悼する会」や「群馬追悼碑を建てる会」にとって、行政の姿勢は十分に満足いくものではなかった。しかしながら、いくつかの条件を提示しながらも、土地の提供に成功したという点を考えれば、少なくとも行政は追悼碑の建立に否定的ではなかった。それが変化するのが見て取れるのは、おそらく2010年代前後からと言えるであろう。その大きなきっかけとなったのは、市や県に寄せられる抗議の声であった。

とすれば、「2010年前後は、日本社会における記憶実践の大きな転換点であった」という仮説を提示することができるかもしれない。しかしこの仮説を検

証するには、社会的、政治的背景に関するさらなる考察が必要であるため、今後の課題としたい。現時点において言えるのは、日本社会において、いまだ植民地支配の記憶をめぐるポリティクスの様相が描かれ続けていることを、この仮説が示している点である。そしてそのことは、現在の想起と忘却を繰り返し、現在の、必要性に照らされて変容していくという記憶の特徴を再確認させてくれるものでもある。

〈表1〉「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会」呼びかけ文⁶¹

よびかけ

日々ご健勝のことと存じます。

神戸電鉄(株)の敷設工事の過程で多数の朝鮮人労働者たちが、苛酷な労働状況のもとで働き、この工事の期間中(一九二七~二八年および一九三六~三七年)一三名以上の尊い生命が犠牲になったという事実が最近明らかになりました。

このような事実に鑑み、彼ら朝鮮人労働者たちの実態を調べ、一三名の朝鮮人犠牲者を追悼することが、日本と大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国とのこれからの友好を築く一助にもなるとの思いから「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会(仮称)」を発足させようと思います。

この会は、上記の趣旨に賛同される方で、国籍、政党等は一切問わず、個人、団体が加入できるものといいたしたいと思います。多くの方々の賛同・参加をお待ちいたします

一九九三年七月

神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を 調査し追悼する会

呼びかけ人代表 落合 重信

61 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」1993.10.25. No. 1, p. 1.

〈表2〉 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会」呼びかけ人⁶²

落合 重信	神戸史学会代表
本岡 昭次	社会党参議院議員
浦井 洋	元共産党衆議院議員
柏原 淳江	神戸YWCA総幹事
新聞 智照	アムネスティー神戸
堀内 稔	むくげの会世話人
麻田 光広	在日朝鮮人・兵庫人権セミナー
河村宗治郎	戦争を起こさせない市民の会代表
上垣 正明	兵庫在日朝鮮人の教育を考える会代表
飛田 雄一	神戸学生青年センター館長
北里 秀郎	日本キリスト教団兵庫教区議長
宮崎 定邦	兵庫在日朝鮮人の人権を守る会代表
初瀬 龍平	神戸大学教授
家 正治	神戸外国語大学教授
滝沢 秀樹	甲南大学教授
領家 穰	追手門学院大学教授
若生みすず	在日朝鮮人運動史研究会関西部会会員
成 文 慶	兵庫朝鮮人強制連行真相調査団事務局長
吳 相 現	兵庫県韓国人権益擁護委員会委員長
金 守 良	神戸朝日病院院長
李 鐘 順	兵庫在日外国人保護者の会代表
朴 鐘 鳴	錦繡文庫理事長
徐 根 植	兵庫朝鮮関係研究会代表
権 誠 治	長田マダン実行委員長
林 茂 男	兵庫県韓国人三民会会長
韓 哲 曦	青丘文庫代表
黄 光 男	兵庫民族差別と闘う連絡協議会代表
慎 鏞 浩	コブクソン会会長
郭 賢 鶴	近畿朝鮮人教職員会代表
高 龍 秀	甲南大学講師
鄭 承 博	作家
金 正 郁	陶芸家

62 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」 1993.10.25. No. 1, p. 8.

〈表3〉「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会」追悼文⁶³

追悼文

陽鮮やかでうるわしい豊な国朝鮮に生まれ育った若者であったあなた方が、神戸電鉄敷設工事に動員され、藍那トンネル工事の事故で犠牲になったのは一九三六年十一月二十五日のことであります。このトンネル工事は、民族的蔑視と劣悪な労働条件の下で行なわれ、突然の大音響とともに高さ十五メートルのかけが崩壊し、朝鮮人労働者十一名が生き埋めになり、六人が死亡、五人が重軽傷を負ったと記録されています。しかし、犠牲になった六人の遺骨の行方はいまだもって不明のまま、神戸電鉄の社史には一行の言及もなく、周辺寺院の過去帳にもなんらの記述もないまま、虫けら同然の扱いで、人間性は抹殺され五十七年の歳月が流れました。当時、きびしいこの神戸電鉄敷設工事に、千数百人の朝鮮人が関わりました。これは日本の朝鮮植民地支配によってなつかしいふる里を追われ、糧を得るため日本各地の炭坑、鉱山、工場での労働土木工事などに従事させられ、人間としての尊厳を奪われ牛馬のごとく酷使された実態と切り離しては考えられません。私たちは、日本の近代化と今日の繁栄が、あなた方の貴い血のにじむ犠牲を抜きにしては語り得ないと思っています。私たちは、過去の歴史の真実を闇に葬りさることなく真相を明らかにし、二度と再び同じような罪過が繰り返されないよう教訓とし、両国の友好関係の絆が更に強められるよう努力しなければならないと決意を新たにしています。犠牲者の皆さんのご冥福を心より祈念いたします。安らかにお眠り下さい。

一九九三年十一月二十一日

神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会

代表 落合 重信

63 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」 1994.4.15. No. 2, pp.2-3.

〈表 4〉「記憶 反省 そして友好 群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑」碑文⁶⁴

追悼碑建立にあたって⁶⁵

20世紀の一時期、わが国は朝鮮を植民地として支配した。また、先の大戦のさなか、労務動員計画により、多くの朝鮮人が全国の鉱山や軍需工場などに動員され、この群馬の地においても、事故や過労などで尊い命を失った人も少なくなかった。

21世紀を迎えたいま。私たちは、かつてわが国が朝鮮人に対し、多大の損害と苦痛を与えた歴史の事実を深く記憶にとどめ、心から反省し、二度と過ちを繰り返さない決意を表明する。

過去を忘れることなく、未来を見つめ、新しい相互の理解と友好を深めていきたいと考え、ここに労務動員による朝鮮人犠牲者を心から追悼するためにこの碑を建立する。

この碑に込められた私たちのおもいを次の世代に引き継ぎ、さらなるアジアの平和と友好の発展を願うものである。

「記憶 反省 そして友好」の追悼碑を建てる会

2004年 4月24日

碑文中「朝鮮」及び「朝鮮人」という呼称は、動員された当時の呼称をそのまま使用したもので、現在の大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、及び両国の人達に対する呼称である。

64 記憶 反省 そして友好 群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑、ホームページ、<http://akagi-nanroku.net>、(검색일자 2015.5.25.)

65 記憶 反省 そして友好 群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑、ホームページ、<http://akagi-nanroku.net>、(검색일자 2015.5.25.)

참고문헌

- 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」1993,10,25, No. 1.
「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」1994,4,15, No. 2.
「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」1995,5,15, No. 4.
「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会ニュース」1995,11,1, No.5.
群馬県議会議長久保田順一郎様「群馬の森内朝鮮人追悼碑に係る県立公園施設設置許可の取消についての請願」2014,5,13.「救う会・群馬」「横田ご夫妻ら達被害者家族を支援する群馬ボランティアの会」.
- Jeffrey K. Olick, 1999, Genre Memories and Memory Genres: A Dialogical Analysis of May8,1945 Commemorations in the Federal Republic of Germany, *American Sociological Review*, Vol.64.
- 제프리 K 올릭, 강경이웁김, 김문조감수. 2011. 『기억의 지도』 옥당.
- 一ノ瀬俊也(Ichinose Toshiya). 2002. 「戦後地域社会における戦死者「追悼」の論理」『季刊 戦争責任研究』37.
- 一. 2010. 「戦跡と語り」関沢まゆみ(Sekizawa Mayumi)編. 『戦争記憶論—忘却、変容そして継承』東京: 昭和堂.
- キャロル・グラック(Carol N. Gluck) (梅崎透訳). 2002. 「記憶の作用—世界の中の「慰安婦」」『岩波講座 近代日本の文化史8』東京: 岩波書店.
- 金慶海. 2003. 「「朝鮮人労働者の像」を建てる—日本と朝鮮との友好の誓い」兵庫朝鮮関係研究会編. 『近代の朝鮮と兵庫』東京: 明石書店.
- ジェフリー・K・オリック(Jeffrey K. Olick.). 2010. 「悔恨の価値—ドイツの教訓」関沢まゆみ(Sekizawa Mayumi)編. 『戦争記憶論—忘却、変容そして継承』東京: 昭和堂.
- 大和裕美子. 2015. 『山口県長生炭鉱をめぐる記憶実践—日韓市民の試み』. 福岡: 花書院.
- 『朝日新聞』2011,12,21. 「拉致被害者支援「救う会・群馬」活動10年目、解決期待」.
- 『長崎新聞』2014,7,9. 「ナガサキの視点 岡正治氏没後20年」.
- 『朝日新聞』2014,7,11. 「群馬県、県立公園の朝鮮人犠牲者追悼碑撤去求める」.

『朝日新聞』2014.7.22.「朝鮮人追悼碑撤去、きっかけは抗議・批判 群馬県」.

『朝日新聞』2015.4.19.「朝鮮人犠牲者を追悼碑の写真に向かい献花」.

インターネットサイト

NPO法人おかまさまる記念長崎平和資料館ホームページ、
<http://www.d3.dion.ne.jp/~okakinen/oka/oka3.html>(검색일자 2015. 5.25).
群馬県立公園群馬の森ホームページ、

<http://www.gunmori.info/history.html.html> (검색일자2015. 5.25) .
記憶 反省 そして友好 群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑、ホームページ、<http://akagi-nanroku.net> (검색일자 2015. 5.25) .

群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を守る会「いま、なぜ追悼碑か」

<http://akagi-nanroku.net> (검색일자 2015. 5.25) .

「救う会・群馬(横田ご夫妻ら達被害者家族を支援する群馬ボランティアの会)」ホームページ、<http://sukuukaigunma.web.fc2.com/index.html>(검색일자 2015. 5.25).

〈Abstract〉

The Mnemonic Practices in Japanese Society : Through Two Cases in Kobe City and Gunma Prefecture

Yumiko YAMATO (Kyushu University Faculty of Social and
Cultural Studies Special Fellow)

The purpose of this paper is to trace the mnemonic practices for the remembrance of the Japanese colonial rule in Korea and to analyze the process by gathering some building memorial movements in the Japanese society focusing in two cases, The first is the building of a memorial for the Korean casualties in the Accident of Kobe Electric Rail Way (Kobe Dentetsu Fusetsu Koji Chosennjinn Giseisha wo Chosashi Tsuitosuru Kai 「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会」) and the second is the reason behind the building of the memorial for Korean casualties in Gunma Prefecture 「群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を建てる会」).

In this paper, the author concludes that there are some significant features of building memorial movement in the Japanese society like the following.

1. The activists think that the Koreans who lost their lives during the Japanese colonial period as the casualties because they were taken against their will.
2. The activists' mnemonic practices like that; Building a memorial and accepting Japanese condolences on the death of Korean casualties,

conducting research and recording the results, picked up their remains,

3. The activists think that Japan has to apologize for what they have done during their occupation and continue a friendly relation between Japan and Korea through the peaceful practices.

4. The activists are not related to the accidents directly, but they recognize that it is our duty to conduct above practices.

5. The activists are asking the local government to do something at least, provide a city or prefectural land for building a memorial if it is impossible to initiate commemoration of the history in general.

Key Words : Memorial Movements, Japanese Society, Remembrance, the Japanese Colonial Rule in Korea

■ 논문접수일 : 2015. 5. 25. 심사완료일: 2015. 6. 1. 게재확정일: 2015. 6. 18.

■ 필자소개 : 大和裕美子(やまとゆみこ) —九州大学大学院比較社会文化研究院特別研究者、ソウル大学アジア研究所東北アジアセンター客員研究員。2014年3月31日九州大学において博士(比較社会文化)取得。
이메일주소: yumikoyamato0303@gmail.com